

春休みの過ごし方について（保護者の方へ）

鹿屋市立西原小学校
生活指導部

春休みは、1年間の学習面や生活面を反省し、新しい学年への決意を立てるよい機会です。

安全面や健康面に気をつけて、規則正しい生活を送らせましょう。

この時期は、進級や進学による気の緩みから、不規則な生活になり、問題行動を引き起こすことも心配されます。子どもたちの日常生活について、下記の指導事項を参考にいただきながら、各家庭で十分な目配り・気配りある生活指導をお願いします。

1 きまり正しい生活について

- (1) 家族でルールを話し合い、実行できる計画を立てて取り組ませましょう。
- (2) 家族の一員として、家の手伝いに取り組ませましょう。
- (3) あいさつ等がしっかり言えるように、保護者のからお手本を見せましょう。
- (4) 遊びに行くときは、「行き先」「友達の名前」等を伝えることができるように習慣化させましょう。
(帰宅時間は、春休みいっぱい午後5時までとなっています。)
- (5) 金銭教育として、お小遣いの使い方について話し合いましょう。
- (6) **安全のため、朝10時までは、外出させないようにしましょう。**
- (7) 携帯電話やインターネットの使用については、必ず家族でルール（西原小 PTA から出された「7つの約束」等参考）を決めて使わせるようにしましょう。（午後9時 OFF を守らせる。）

2 学習について

- (1) 豊かな心を育むために、読書に親しませましょう。（読み聞かせも効果的です。）
- (2) 基礎基本の定着を図るために、これまでの学習の復習をさせましょう。
- (3) 午前中に学習する習慣をつけさせましょう。

3 健康な生活について

- (1) 基本的な生活習慣を高めるために、早寝・早起き・歯みがき・手洗い・うがい等の徹底に努めさせましょう。
- (2) **感染症等を防ぐために三密を避け、こまめな手洗い・うがい・手指の消毒に努めさせましょう。**
- (3) 体力向上のために、体力づくりに取り組ませましょう。
(親子で取り組むことで、コミュニケーションも図れます。)
- (4) むし歯等の治療は、春休み期間中に終わるようにしましょう。
- (5) 視力低下を防ぎ、生活リズムを整えるために、テレビやゲームの時間を決めましょう。
- (6) 青少年による危険ドラッグ等の薬物乱用が問題になっています。家庭内で危険性や有害性に関する正しい知識を話し合い乱用防止に努めましょう。

4 安全な生活について

- (1) 火事を起こさないために、ライターやマッチを子どもの手の届く所に置かないようにしましょう。
(火遊びは、絶対にしないように指導しましょう。)

- (2) **トラブルに遭わないために、子どもだけで校区外に出さない、ゲームセンター等に入らせないようにしましょう。**
- (3) **危険回避のために、工事現場や洞窟、空き屋等へ近づかないようにさせましょう。また、友達の家への外泊や保護者不在の友達の家での遊びは絶対にさせないようにしましょう。**
- (4) **不審者対策のために、「子ども110番の家」「いかのおすし」等の確認、及び防犯ブザーを携帯するようにさせましょう。**

【いかのおすし】

いか・・・行かない。 の・・・乗らない。 お・・・大声を出す。
す・・・すぐ逃げる。 し・・・知らせる。

- (5) **交通事故に遭わないようにさせるために、交通ルールを守らせましょう。**

【自転車に乗るときのルール】（道路で自転車に乗ることができるのは3年生以上）

※ 3・4年生は、家または家の周辺 5・6年生は、校区内

- 親子で自転車の点検をしましょう。
- ヘルメットを必ず着用させましょう。**
- 飛び出し、二人乗り、スピードの出し過ぎ等を絶対にさせないようにしましょう。
- スマホ等を使用しながら、食べながら、飲みながらの**「ながら運転」をさせないように**しましょう。

- (6) **エアガンやナイフ等で遊ばないようにさせましょう。**

5 鹿屋市内の共通指導事項について

- (1) **店頭への出入りについて次のことを確認して指導しましょう。**

保護者同伴でも禁止	保護者同伴であれば可
<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店 ・盛り場 ・漫画喫茶 ・ネットカフェ ・ゲームセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケボックス ・ボーリング場 ・ゲームコーナー、プリクラコーナー

- (2) **エアガン等の危険玩具を買い与えないようにしましょう。**（すでに持っている場合は、使用させない。）
- (3) **夕方5時までに帰宅するように指導しましょう。**
- (4) **携帯電話・スマートフォン等の扱いについては、小・中学生は午後9時OFFを守るように**しましょう。（「子どもたちのケータイ・スマホ・ゲーム機等によるインターネット利用に関する宣言」による鹿屋市P連、鹿屋市郊外生徒指導連絡会の共同宣言から）

6 その他

- (1) 子ども会や地域の行事等には、進んで参加させましょう。
- (2) 事故や問題行動等があったら、すぐに学校に連絡してください。
（学校TEL4 2 - 2 7 7 0）
- (3) 春休み期間中に転出がある場合は、早めに担任へ連絡ください。
- (4) 修了式、離任式は、3月25日（月）です。
- (5) 新学期始業式は、4月8日（月）です。